

【様式5】

令和7年3月5日

質疑書兼回答書

(件名) 企画提案書様式及びプレゼンテーション時の資料について (質問)  
について、回答します。

質問事項	回答
<p>様式6 (企画提案書) について、様式に沿って記載する必要があるか。</p> <p>写真や参考資料等の添付はしてもよいか。</p>	<p>1. 「基本的事項」については、定められた様式に従って記載してください。文字数制限等は特にありませんので、必要に応じて複数ページに渡っても構いません。</p> <p>2. 「事業の企画内容」については、任意様式を認めています。既存の様式を使用しても、独自の様式を使用しても構いません。ただし、独自様式を使用する場合には、全ての必要な項目が漏れなく記載されていることを確認してください。記載漏れがある項目については評価ができませんのでご注意ください。</p> <p>3. 「1」「2」のいずれについても、必要に応じて写真や参考資料を添付しても問題ありません。</p>
<p>プレゼンテーションについて、「資料の差し替え、追加は認めない」とされているが、映像スライド等を用いて説明を行う場合も、事前提出した資料と同じものを使用する必要があるか。</p> <p>また、事前に提出した企画提案書に掲載している資料以外は全く使用できないか。</p>	<p>1. プレゼンテーションは事前に提出された資料の内容説明に該当します。そのため、内容の変更や新たな内容の追加は認められていません。</p> <p>2. ただし、スライドや映像等を用いて説明を行う場合において、形式の違いに伴う資料の修正については、内容自体に変更がない範囲であれば認められます。</p> <p>3. 具体的には、以下の点に従ってください。</p> <p>① 内容は同じだが、説明文の表現 (文字数・書き方等) が異なる程度の修正…「可」</p> <p>② 添付する参考写真の変更・追加であって、表現方法が異なるのみで内容自体が変わらないもの…「可」</p> <p>③ 事前提出資料に記載されている内容自体を変更する場合や新たな内容の追加…「不可」</p> <p>(注意): 事前提出資料にない内容については採点対象外となりますので、ご注意ください。</p>